

「産業廃棄物を溶融固化した コンクリート用溶融スラグ骨材を 使用したコンクリート製品に係る 認定基準」の概要について

青森県環境生活部環境政策課
循環・環境産業グループ

～ 検討経過 ～

- ・H17.11 コンクリート製品事業者から認定申請
- ・H18. 7 JIS A 5031公表(産廃スラグは適用外)
- ・H18.10 先進県調査(岩手県、三重県、香川県)
- ・H18.11 産廃スラグ製品に係る検討会設置

< 検討会委員(3名)の専門分野 >

溶融スラグ
分析化学
コンクリート工学

- ・H18.11 ~ H19.2 検討会開催、認定基準作成
- ・H19. 3 5事業者48製品を認定

～ 認定基準の構成 ～

- 第1 適用範囲
- 第2 コンクリート製品に関する基準
- 第3 産廃スラグ骨材に関する基準
- 第4 産廃スラグ骨材の保管
- 第5 その他留意事項

～ 第1 適用範囲 ～

・産廃スラグ骨材について

「細骨材」として使用したコンクリート製品に限る。

・コンクリート製品について

設計基準強度が $35\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のJIS A 5371及びJIS A 5372並びにこれらと同じ設計基準強度のもの。

～ 第2 コンクリート製品に関する基準 ～

- 1 コンクリート製品の環境安全性に関する基準
・環境基本法第16条第1項の土壤環境基準
- 2 コンクリート製品の配(調)合及び品質
・混合率は、細骨材の質量比20%以上
・水セメント比は、55%以下
各事業者において、製品の品質に係る試験等を実施し、その結果を検証の上、適切に定めること。
- 3 品質等管理計画の作成・記録・報告
・「管理項目」、「目標値」、「検査方法」、「検査頻度」、「その他必要な事項」に関する品質等管理計画を作成し、管理状況を県へ報告すること。

～ 第3 産廃スラグ骨材に関する基準 ～

- 1 品質及び環境安全性に関する基準
・JIS A 5031の「4.品質」による。
ただし、「4.2.2 有害物質の含有量」の注⁽³⁾は適用しない。
- 2 品質等管理計画の作成・記録・報告
・溶融対象物の管理に関する事項
・産廃スラグ骨材の検査等に関する事項
・上記の項目毎に、「管理項目」、「管理方法」、「検査頻度」、「その他必要な事項」に関する品質等管理計画を作成し、管理状況を県へ報告すること。

～ 第3 産廃スラグ骨材に関する基準 ～

3 溶融対象物の管理

- ・品質等管理計画に基づき、定期的に分析し、性状の確認等適切な管理を行うこと。
- ・溶融対象物の性状が不安定な場合を想定し、個別具体的な措置を定めること。

4 産廃スラグ骨材の検査等

- ・JIS A 5031の「4.品質」に定める項目について、「5.試験方法」及び「6.検査」により実施し、結果を保管すること。
- ・上記の他、JIS A 5031の表6の含有量検査項目(六価クロムを除く)及び総クロムについて、製品ロット毎又は3月毎のいずれか短い期間内に1回以上の頻度で「全含有量検査」を実施し、結果を保管すること。

～ 第4 産廃スラグ骨材の保管 ～

- ・産廃スラグ骨材であることを表示し、他の骨材を混入しないこと。
- ・雨露にさらされないような措置を講ずること。
- ・保管場からの浸出水の環境安全性を確認すること。

～ 第5 その他留意事項 ～

- ・ 本基準に示されていない事項については、JIS A 5031、JIS A 5371及びJIS A 5372による。
- ・ 今後、国等において新たな基準等が示された場合は、必要に応じて本認定基準を見直す。

～ 参考(産廃スラグ骨材の製造概要) ～

- ・ 溶融対象物
燃え殻、汚泥、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず陶磁器くず、鋳さい、ばいじん
上記の他、添加原料としてホタテ貝殻、コークスを使用
- ・ 溶融炉
直流抵抗式電気炉
溶融対象物は、炉内で「スラグ成分」と「メタル成分」に分離され、それぞれ炉外へ取り出す。